

# 昭和大学

平成 27 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 昭和大学

### I 認証評価結果

#### 【判定】

評価の結果、昭和大学については、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合しているか否かの判断を保留する。

### II 総評

#### 「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神・基本理念、使命・目的及び教育目的は、明確に定められており、学内外に周知されている。建学の精神「国民の健康に親身になって尽くせる優れた臨床医家を養成する」は、何事にも真心をもって尽くす「至誠一貫」の言葉で開学以来、医系総合大学として現在に至るまで受継がれ、教育研究活動を推進している。

大学の個性・特色である医療人同士が敬愛して治療に当たる「チーム医療教育」は、「真心を持って医学・医療の発展と国民の健康増進と福祉に寄与する人材の育成」という教育目標を基調とし、三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）へ具体的に明示され、ホームページなどにより学内外へ周知されている。

また、教育研究組織は、大学の使命・目的及び教育目的にかなった構成となっている。

#### 「基準2. 学修と教授」について

学生の受入れ、教育課程及び教授方法は、適切に管理、運用されている。早期からのチーム医療教育を積極的に行うとともに新たな教育内容や教授方法については、教育推進室を設置して改革に取り組んでいる。学修及び授業支援に関しては充実した仕組みによって実施され、教育目的の達成状況の評価とフィードバックについても適切に実施されている。また、キャリア支援室を設置し、キャリア支援も積極的に行っている。

学生サービスについては、学生の意見を積極的にくみ上げる仕組みを整えてきめ細かな対応を行っている。奨学金も複数設定し、経済的學生支援も配慮している。教員については専任教授数を満たしていない学科があり、早急な改善が必要である。教養教育は初年時の全寮制教育が特徴的で、組織的教養教育が行われている。

#### 「基準3. 経営・管理と財務」について

理事会は最高意思決定機関として重要事項の審議・決定を行い、評議員会は諮問機関として、監事は法人業務・財務状況の監査を行う体制が整備されている。大学の使命・目的を達成するため「理事協議会」において、中長期計画や資金計画を立案し、使命・目的の実現への継続的努力がなされている。大学の設置・運営が適切に行われ、人権、安全についても十分配慮がされている。

理事長、学長のリーダーシップが発揮できる体制が整備されており、教育・研究の向上に努めている。また、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制を確保している。

事業計画に基づく適切な財務運営が行われており、安定した財務基盤を確立している。

会計処理が適切に行われ、会計監査も厳正に実施されている。

#### 「基準 4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価は、教育水準の向上を図り、教育研究の目的及び使命を達成するため毎年全学的に実施されている。報告書には現状の分析、前年度の課題に対する検証、改善と進捗状況、現状に対する点検・評価、現状に対する改善・改革に向けた方策を記載することによる活動の見直し、教育・研究をはじめ大学運営全般の改善・向上につなげる体制を構築している。

また、情報の収集と分析については IR(Institutional Research)推進室、IR 推進委員会を設置して教育・研究等の向上に向けた体制を強化している。自己点検・評価報告書の公表については、社会に対しても積極的に行っている。

点検・評価の結果に基づき、全学的な PDCA サイクルが確立され、機能的に運営されている。

総じて、大学が掲げる建学の精神と使命・目的に基づき、適切に教育・研究に取り組んでおり、経営・管理と財務についても適切に運営が行われている。また、活性化推進委員会など機動的な業務の執行機関が整備されており、使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定が可能な体制が整っている。なお、教員の配置については適正な管理が求められる。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.独自の教育体制」については、基準の概評を確認されたい。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 【評価結果】

基準 1 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

##### 【理由】

建学の精神「国民の健康に親身になって尽くせる優れた臨床医家を養成する」は、何事にも真心をもって尽くす「至誠一貫」の言葉で開学以来受継がれ、この建学の精神に基づき、大学の使命・目的及び教育目的は明確に定められている。

使命・目的及び教育目的は、具体的に、かつ簡潔に学則第 1 章総則の第 1 条及び第 2 条に明文化されている。

## 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

### 1-2-① 個性・特色の明示

### 1-2-② 法令への適合

### 1-2-③ 変化への対応

#### 【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

#### 【理由】

大学の個性・特色である「チーム医療教育」を反映した使命・目的及び教育目的をもとに「真心をもって医学・医療の発展と国民の健康増進と福祉に寄与する人材の育成」という教育目標を定めている。

法令及び社会情勢に対応すべく、平成 25(2013)年 4 月に改正した学則に「教育研究の目的」を明文化して多職種連携を促進する旨を新たに規定し、4 学部全学年にわたる学部連携型の体系化された学習プログラムや学部混合による参加型学習スタイルの実践、八つの附属病院を中心とした医療現場での実習により、体系的な「チーム医療教育」の実践に努めている。

#### 【改善を要する点】

○学則などに人材養成に関する目的やその他の教育上の目的が学部又は学科、研究科又は専攻ごとに定められていないことは、改善を要する。

## 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

### 1-3-① 役員、教職員の理解と支持

### 1-3-② 学内外への周知

### 1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

### 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

#### 【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

#### 【理由】

使命・目的及び教育目的を反映した「昭和大学宣言カード」を学生や職員に携行させ意識の高揚に努め、学生をはじめ職員の理解と支持を得ている。

大学案内、シラバス、学生生活ガイドにより学生や保護者へ周知し、ホームページに掲載することにより、幅広く学外へ周知している。

三つの方針へ反映するほか、平成 19(2007)年から「理事会内設置委員会」として位置付けられた「活性化推進委員会」において、使命・目的に則した短期及び中長期的なビジョンを検討して改善を推し進めている。

学部長会ほか、教育推進委員会など教育に係る事項を審議する委員会を設置して、それ

それぞれの教育目的に沿った検討が行われている。これらは全学的な体制が整っており、教育研究組織の構成と整合性がとられている。

## 基準 2. 学修と教授

### 【評価結果】

基準 2 を満たしていない。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

### 2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

### 【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

### 【理由】

建学の精神「至誠一貫」に基づいて「昭和大学コンピテンシー」に定められた人材像に到達できる教育課程を履修し、完遂できる人材を選抜できるように各学部でアドミッションポリシーを策定し、ホームページ、大学パンフレット及び入学者募集要項を通じて、社会に向けて公表している。全学部のアドミッションポリシーの中に特有の項目として「共同生活ができる学生」を定め、全学部で1年次教育に全寮制を取入れ特色ある教育を実施している。

学部ごとに入学試験常任委員会が設置され、入学試験に関する実務、入試の合否判定が実施されている。また、各学部は推薦入試、一般入試、センター試験利用入試を実施し、いずれも学力試験、小論文、調査書と面接試験の評価を総合的に判断し、アドミッションポリシーに沿った人材の確保に努めている。

入学者数及び在籍学生総数については、適切に管理されている。

### 【参考意見】

○保健医療学部でのアドミッションポリシーは定めてあるが、学科によって求める人材像が異なるので、各学科にもアドミッションポリシーを定めることが望まれる。

### 2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

### 【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

### 【理由】

大学の教育理念及び教育研究目的に基づき各学部のカリキュラムポリシーが制定され、電子シラバス、ホームページ上で学内外に明示されている。

4 学部の1年次は山梨県に所在する富士吉田校舎で全寮制教育を行い、医療人としての心構えや今後の勉学意欲の向上に資する初年次教育が実施されている。医系総合大学である特徴を生かした学部連携 PBL(Problem Based Learning)チュートリアルによる問題解決型学習、病棟実習、地域医療実習、アドバンスト病院実習、地域医療学習など学部連携科目を数多く配置し、早期から体系的にチーム医療教育に取り組んでいる。加えて、国際的視野を有する人材育成を目的として、アメリカ、オーストラリア、台湾の大学と教育協定を結び、海外実習・研修を積極的に進めている。また、教育推進室を設置し、教育課程の改正や新たな教育方法の導入を図っている。

### 【優れた点】

- 1 年次に全学部の学生が一つのキャンパスに集まり、全寮制教育を通して医療人としての心構えや豊かな人間性を育む初年次教育が行われていることは高く評価できる。
- 在宅医療を中心とした地域におけるチーム医療を学習する学部連携地域医療実習や、大学病院における専門性の高い領域のチーム医療を学習する学部連携アドバンスト病院実習等、複数年度にわたって実施される教育プログラムが設定されている点は高く評価できる。

## 2-3 学修及び授業の支援

### 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA( Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

### 【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

### 【理由】

各学部に教育推進室を設置し、各学部で学修を支援する体制が整っている。月1回開催される教育推進室会議には事務職員も出席し、教職員が協働して学修支援に当たっている。

オフィスアワー制度を全学的に実施しており、学生の学修に関する疑問や質問に答える体制が整っている。SI(Student Instructor)及びTA制度は整備されており、TAは大学院生が講義や実習の援助を、SIは学部生が下級生の授業実施補助、大学の行事や学生会活動の支援業務を担い、教員の教育活動の支援に当たっている。一方、留年者には、指導担任や教育委員長が修学状況について説明し、今後の修学につながるよう指導している。

授業の最後に授業アンケートを実施し、学生から各授業に対する意見を収集している。加えて、月1回学生懇談会を開催し、学生からのさまざまな意見をくみ上げ学修及び授業支援の改善に反映させる仕組みが整備されている。

## 2-4 単位認定、卒業・修了認定等

## 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

### 【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

### 【理由】

各学部及び各研究科の成績評価基準は学則及び履修要項に規定されている。単位認定、進級及び卒業・修了等の認定は、試験や明確な基準により、厳格に実施されている。また、単位認定、進級及び卒業・修了等の認定については、4月のオリエンテーション時に学生に告知されている。

成績評価方法はシラバスにおいて授業科目ごとに詳しく明記されている。GPA(Grade Point Average)制度は、学部において平成 27(2015)年度入学者から導入されており、今後、成績評価等への更なる活用が期待される。

研究科の学位授与方針や学位授与基準及び学位審査手続きは学位規則及び学位申請要項に設定し適切に運用されている。

## 2-5 キャリアガイダンス

### 2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

### 【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

### 【理由】

全ての学科において必修の臨床実習が将来の職業理解につながっている。また、キャリア支援室を設置し、合同企業説明会の実施やマナー講座の開講、進路相談やエントリーシートの記載方法指導など、多岐にわたり就職支援を行っている。その他にも、薬学部ではインターンシップを設定し、医学部では海外の施設での学外実習を実施するなど、幅広いキャリア形成を行う体制を整備している。これらの支援の結果、高い就職率を維持している。

医学部では卒後臨床研修センター、歯学部では歯学教育研修センターを設置し、卒後臨床研修のための学生支援も適切に行われている。

## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

### 【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

### 【理由】



学修時間、学修場所、予習・復習の頻度などを把握するために学生の学修に関するアンケートを実施している。授業アンケートも教員ごとに行われている。アンケート結果については教育委員会など学生も参加する会議を通してフィードバックしている。また、3年に1回実施している「総合学生意識調査」においても、教育内容について評価し、改善策を講じている。アンケート回答率を上げる工夫をすることで、更なる改善が期待できる。

全ての学科が国家試験受験資格を得られる教育課程であり、各学科とも国家試験合格率は高率で推移している。

毎年度、法人役員・法人評議員をはじめ、教育職員・事務職員を構成員とする「大学活性化プロジェクト」を実施し、教育内容や学修指導方法、学生生活など多岐にわたる事項について検討を行い、次年度以降に実施する改善に生かしている。

## 2-7 学生サービス

### 2-7-① 学生生活の安定のための支援

### 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

#### 【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

#### 【理由】

担当部署としての学生部の設置や、学生支援のための指導担任制度の実施、相談体制としての学生相談室や保健管理センターの設置など、学生サービスの支援は適切に行われている。奨学金も複数設定し、経済的學生支援に配慮している。

教室やラーニング・コモンズ、PBL室などを自習室として開放するなど、学修環境も整備している。学生からの要望は、教育委員会や教育委員・学生委員懇談会などを通して把握し、改善につなげている。また、3年に1回「総合学生意識調査」を実施し、学生生活全般にわたる調査・分析を行うことで、学生生活の満足度を評価し、改善策を講じている。

課外活動に対する支援についても、大会での好成績や社会貢献等に顕著な実績を挙げたクラブを顕彰する制度を設けるなど、学生の参加を促進し課外活動への意欲を高めるものとなるよう充実させている。

## 2-8 教員の配置・職能開発等

### 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

### 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

### 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

#### 【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしていない。

#### 【理由】

教員の採用には任期制を取入れ、再任の際に教員評価を行うなど、質の高い教育が可能となる体制が整えられている。

FD 活動については教育推進室が中心となり行われている。学部の特化した内容のアドバンストワークショップも開催され、喫緊の教育課題に関して検討・議論をしている。授業アンケートも教員ごとに行われ、授業の改善が図られている。

教養教育は、主として初年次に富士吉田教育部において行われており、教授会や教育委員会、教育推進室等を設置することで、富士吉田教育部長のリーダーシップのもと、組織的に教養教育が行われている。

全ての学科において、大学設置基準で定める必要専任教員数を配置している。

しかしながら、二つの学科において大学設置基準で求められている教授数を満たしていない。

### 【改善を要する点】

○大学設置基準で求められている専任教授数を保健医療学部の理学療法学科では2人、作業療法学科では1人下回っているため早急な改善を要する。

## 2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

### 【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

### 【理由】

校舎、運動場、図書館等を適切に整備・管理し、学生の利便性や教育環境の充実が図られており、勉学のみならずスポーツによる心身の健康を維持するとともに学生間の交流を図ることができるように教育環境を整備している。学生からの施設・設備・環境に関する意見は「学生総合意識調査」や学生も出席する合同委員会などによりくみ上げられ、教育環境の改善に当たっている。施設部が法人全体の施設設備について維持管理の取りまとめを担い、建替え等の整備が進められている。PBL を行うための部屋も多数用意され、授業や自主学習に活用されている。授業における学生数も適切に管理され、教育効果が高くなるようなクラスサイズに配慮して教育を行っている。

## 基準3. 経営・管理と財務

### 【評価結果】

基準3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

## 3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

**【評価結果】**

基準項目 3-1 を満たしている。

**【理由】**

理事会を最高意思決定機関、評議員会を諮問機関として位置付け、理事会の下には、「理事協議会」「理事会内設置委員会」のほか各種委員会が設置され、理事会の業務が適切に遂行されており、経営の規律と誠実性の維持がなされている。大学の使命・目的を達成するため「理事協議会」において中長期計画及び資金計画を立案し、中長期計画に基づき各年度の方針・施策・計画を策定し、使命・目的の実現への継続的努力がなされている。

質の保証を担保するための関連法令等を考慮した大学運営を行い業務監査、財務監査を定期的、臨時的に実施し、管理運営の自己点検機能・コンプライアンス強化を図っている。

人権・安全への配慮として、人権啓発推進課を設置し、人権案件に対応するとともに、防災訓練、大震災を想定した避難訓練を実施し防災意識の向上に取り組んでいる。

教育情報、財務情報については、ホームページ上と「昭和大学新聞」に公表している。

**3-2 理事会の機能**

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

**【評価結果】**

基準項目 3-2 を満たしている。

**【理由】**

定例理事会は原則として毎月 1 回以上の定期的な開催、臨時理事会は必要に応じて開催され、良好な出席状況のもとで適切な意思決定が行われている。

「理事会の業務基準等に関する規程」を制定し、理事への業務の委任、担当理事及び担当理事の業務基準を明確に定めている。また、理事会の下に「理事協議会」「理事会内設置委員会」のほか、各種委員会が設置され、機動的な業務の執行機関として機能しており、使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制が整備されている。

理事の選任については、寄附行為に定められている規則どおり適切に運用されている。

**3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ**

- 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

**【評価結果】**

基準項目 3-3 を満たしている。

**【理由】**

大学の重要事項を学長が決定するに当たり、必要な事項を審議する機関として「学部長会」が機能している。また、各学部・各研究科の重要事項を学長が決定するに当たり、必要な事項を審議する機関として各教授会が機能しており、大学の意思決定組織が整備され、権限と責任が明確になっている。

業務執行に当たっては、学校教育法をはじめとする各種法令はもちろん学内諸規則を考慮し、教育・研究活動における企画立案、各部門等における意見調整等を行うため、学部長会、学務委員会、教育推進室会議等、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が整備されている。

**3-4 コミュニケーションとガバナンス**

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

**【評価結果】**

基準項目 3-4 を満たしている。

**【理由】**

「理事会の業務基準等に関する規程」の規定に基づき理事のうちから、教育・管理運営をそれぞれ担当する理事を置き、各担当業務を執行するとともに適宜理事会に報告を行い、法人と大学の各管理運営機関並びに各部門間との連携は適切に行われている。

監事の選考に関する規則が整備され、適切に運営されている。監事の理事会への出席状況も良好で、監事が法人の業務又は財産の状況について適宜意見を述べており、十分なチェック機能を果たしている。評議員会は、毎年3月及び5月と理事長が必要と認めたときに理事長の招集により開催しており、各評議員の出席状況は良好である。また、あらかじめ評議員会に意見を聞かなければならない事項については、適切に審議されている。

理事長による「経営方針説明会」を開催し、経営組織と職員との情報共有・情報交換の場を設け、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営を行っている。

**3-5 業務執行体制の機能性**

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

**【評価結果】**

基準項目 3-5 を満たしている。

**【理由】**

理事会の下に位置する事務局では、業務の効率的運営を図ることを目的として「事務組織規程」が整備され、各部門には、部長と各役割に応じた課長・係長の配置が定められており、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制を確保している。

職員個々における業務執行の管理体制として「目標管理制度」を導入し、「実績評価制度」と関連させて、年間を通して進捗管理を行っている。また、「内部監査規程」を定め、事務局の総務部長等による内部監査を行い、業務執行の機能的な管理体制を構築している。

職員の資質・能力向上のため、年間を通じて研修やワークショップの計画が組み込まれ組織的な取組みが実施されている。

**3-6 財務基盤と収支**

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

**【評価結果】**

基準項目 3-6 を満たしている。

**【理由】**

優れた医療人の育成のために、建学の精神である「至誠一貫」の実現に向け、毎年、理事長が法人の中長期事業計画を理事会に報告し、これを踏まえた事業計画を策定することで適切な財務運営を確立している。

大学の評価向上、収入の増強策、経費削減のために、あらゆる業務の見直しによる効率化や改善を進めている。帰属収入から消費支出を引いた帰属収支差額は収入超過となり収支バランスを確保しており、安定した財務基盤を確立している。

教育研究レベルの維持・向上を目的として、各種補助金や受託・寄附研究費等外部資金の獲得のため、学長を委員長とした「教育研究等奨励推進委員会」において獲得策を講じるなど努力している。

**3-7 会計**

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

**【評価結果】**

基準項目 3-7 を満たしている。

**【理由】**

会計は、学校法人会計基準や大学の経理に関する規則（「経理規程」「経理規程細則」「小口現金内規」「固定資産管理要綱」「学校法人昭和大学資金運用規程」）にのっとり、適正な会計処理を実施している。会計上や税務上で取扱いに疑義が生じた場合には、監査法人の公認会計士や税務当局、顧問契約の税理士に適宜指導を受け、適切に業務を遂行している。

監査は、公認会計士（監査法人）による監査と監事による監査を行い、会計監査の体制を整備している。公認会計士による監査は、総勘定元帳をもとに取引内容や振替伝票、会計帳簿、証憑書類及び理事会議事録・稟議書等の確認、内部統制の検証、備品現金等の実査を行い、厳格な監査を行っている。監事は3人で、法人の業務の監査及び法人の財産の状況について、毎会計年度終了後、改めて監事監査を実施、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に報告している。

#### 基準4. 自己点検・評価

##### 【評価結果】

基準4を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

##### 4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

##### 【評価結果】

基準項目4-1を満たしている。

##### 【理由】

教育研究水準の向上を図り、教育研究の目的及び使命を達成するため、学則において、教育研究等の活動状況等について自主的に自己点検・評価を行うことを定めている。

自己点検・評価を全学的に取り組む組織として「自己評価委員会」を発足させ、評価体制を確立させるとともに、「自己点検・評価規程」を制定しその活動体制を整備している。

点検・評価は項目ごとに担当部署が行い、報告書には現状の分析、前年度の課題に対する検証、現状に対する点検・評価、現状に対する改善・改革に向けた方策を記載し、必須事項として改善の進捗状況についても記載している。また、報告書は、平成24(2012)年度から毎年作成され、ホームページ上に公開し、学内外へ幅広く周知している。

##### 4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

##### 【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

**【理由】**

エビデンスをデータ集として収載し、それに基づいた自己点検・評価が実施されている。情報の収集と分析については、各事務部門を中心に取りまとめを行い、IR 推進室、IR 推進委員会を設置し、教育・研究等の向上に向けた体制を強化している。

自己点検・評価報告書の公表については、法人・大学・病院各部門間の各種会議体での報告によって全職員に情報が共有され、職員の意識向上に寄与している。また、ホームページに公開され、社会に対して積極的な公表を行っている。

**4-3 自己点検・評価の有効性**

**4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性**

**【評価結果】**

基準項目 4-3 を満たしている。

**【理由】**

自己点検・評価は、毎年全学的に実施されており、報告書には現状の分析、前年度の課題に対する検証、改善と進捗状況、現状に対する点検・評価、現状に対する改善・改革に向けた方策を記載することによる活動の見直し、教育・研究を始め大学運営全般の改善・向上に取り組んでいる。

点検・評価の結果に基づき、特に改善が必要と認められるものについては、学長は学部長会等で当該部局の長及び委員会組織の長等に、また理事長は理事会にその改善の実施を求めることができる体制となっており、全学的な PDCA サイクルが確立され、機能的に運営されている。

**大学独自の基準に対する概評**

**基準 A. 独自の教育体制**

**A-1 学部連携チーム医療教育**

**A-1-① 昭和大学の教育理念に基づく体系的、段階的なチーム医療教育の実践**

**A-2 初年次全寮制教育**

**A-2-① 集団生活を通じて学業に励み、人格を磨き、心身を鍛錬して有為な社会人となるための教育の場としての寮生活**

**A-3 指導担任制度の拡充**

**A-3-① 半世紀以上の実績を持つ指導担任制度をチーム医療教育の観点からの学部間連携に基づく制度に拡充し学生支援・学生指導により効果を挙げる**

## A-4 少人数病院実習教育（クリニカルクラークシップ）

### A-4-① 少人数の臨床実習による効果的な臨床教育

#### 【概評】

大学の教育理念及び教育研究の目的に基づくコンピテンシー（行動特性）である「チーム医療」を実現するために、体系的、段階的に学部を越えた「学部連携」のオリジナルカリキュラムを構築し、実施している。具体的には、学部連携の PBL チュートリアルやグループ学習が段階的に 1 年次から複数年度にわたり実施されている。6 年次に在宅チーム医療の実践を目的とした「学部連携地域医療実習」が開始され、今後の在宅医療チーム医療教育カリキュラムの構築と実践が期待される。

初年次全寮制教育は、全学部 1 年次生が学修・生活する場となっており、他学部の学生とのつながり形成を促し、自己を見つめ直す態度の育成が図られ、将来医療人を目指す上で有益となっている。見識ある人間としての人格を磨き、心身を鍛錬して有為な社会人となるための初年次教育が、全寮制の富士吉田キャンパスで行われていることは特筆すべき特色であると評価できる。

従来の指導担任制度は、将来のチーム医療の重要性を意識した学部横断的な指導担任制度に進化した。本指導担任制度では、指導教員 1 人が医・歯・薬学部混成の 7 人から 8 人の学生を指導するため、担当教員自身も他学部の学生の指導を通して、他職種及びその養成課程における学生教育に対する理解が深まり、学生とともに成長する機会を得ている。平成 27(2015)年度から導入された新しい制度のため、今後その評価を行い、より良い指導制度が構築されることを期待する。

大学の八つの附属病院を活用して、各学部の臨床実習及び学部連携病棟実習をクリニカルクラークシップ(CC)として、少人数の学生グループで効果的に実施している。今後、国家資格を有しない学生が臨場感をもって臨床実習に臨み、実践的な臨床能力が身に付く実習プログラムの整備に努められるように期待する。



